

平成 28 年度 労働衛生行政のあらまし (平 29・1・10)

*** 化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・受動喫煙防止対策を中心に ***

神奈川県労働局

第 1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にあります。熱中症や化学物質との接触による死亡災害、一酸化炭素や硫化水素中毒による重大災害はなお発生しており、病院内での肝炎等の感染、社会福祉施設等での腰痛発症や疥癬への感染等が跡を絶たない状況にあります。また、平成 24 年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等の化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手とその内容の周知の徹底、化学物質・取扱業務におけるリスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

さらに、「平成 25 年労働安全衛生調査」(厚生労働省)によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスと感じる労働者はなお 52.3%を占め、精神障害の労災認定件数が平成 26 年度は過去最高になる等の状況のもと、ストレスチェック制度をはじめとした労働者のメンタルヘルス対策の充実が重要となっています。

一般定期健康診断の有所見率は依然として 5 割を超えており、有所見者に対する健康診断の事後措置の徹底も引き続き重要な課題です。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1、2)

平成 27 年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は 75 件(前年度比 +13 件)、支給決定件数は 19 件(前年度比 △1 件)、また精神障害等の請求件数は、118 件(前年度比 △4 件)、支給決定件数 38 件(前年度比 +5 件)となっており、高止まりの状況が続いています。

図 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

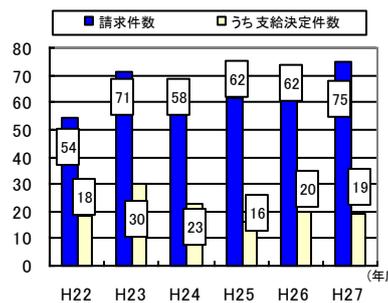
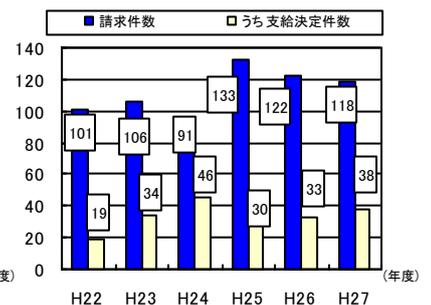


図 2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3、4)

(1) 平成 27 年の職業性疾病による死亡者は、酸欠症による 1 名、過重労働による脳・心臓疾患 4 名の合計 5 名で、直近 5 年間(平 23~27)の死亡者 34 名の内、脳・心臓疾患による死亡者は 21 名(62%)に及んでいます。

また、一度に 3 名以上が被災する重大災害は 14 件(塩酸ガスの吸入 1 件、結核感染 1 件、有害物へのばく露による結膜炎 1 件、有害物へのばく露による角膜裂傷・咽頭部炎症 1 件、食中毒 2 件、疥癬 8 件)発生しています。

(2) 平成 27 年の職業性疾病による休業 4 日以上(死亡者)の死傷者は 518 名、そのうち腰痛が全体の約 73.3%(379 件)を占めています。業種別に見ると保健衛生業(122 件)、商業・金融・広告業(66 件)、運輸交通業(55 件)で多発しており、これら 3 業種で全腰痛件数の約 64.1%を占めています。

図 3 職業性疾病発生状況

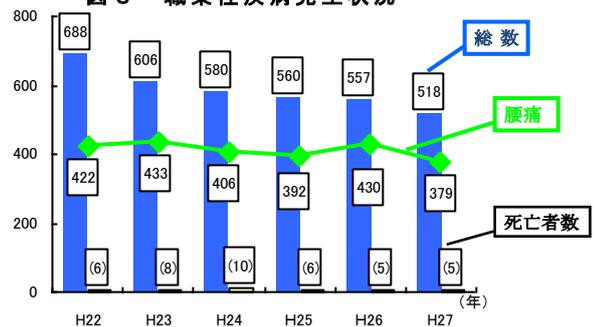
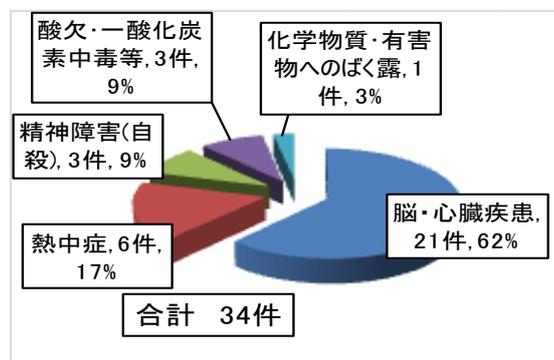


図 4 職業性疾病による死亡災害(H23~H27)

3 健康診断結果

平成 27 年の一般定期健康診断の有所見率は 53.52%(全国平均:53.59%)で、健診項目別では、血中脂質検査(32.84%)、血圧(15.43%)の有所見率が高い率を示しています。



第2 平成28年度労働衛生行政の重点

- 1 化学物質による健康障害防止対策
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 3 過重労働による健康障害防止対策
- 4 石綿による健康障害防止対策
- 5 その他職業性疾病防止対策
- 6 職場における受動喫煙防止対策
- 7 健康づくり対策及び快適職場づくり対策

1 化学物質による健康障害防止対策

平成28年6月1日から施行される労働安全衛生規則の改正によって、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質全てに関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務になります。

- (1) 化学物質を製造し又は取扱っている事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度(SDS)の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(※1)をふまえたリスクアセスメント(※2)の実施の促進を図ります。

※1 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-41-1-0.htm>

※2 例 - 化学物質リスク簡易評価法(コントロールバンディング)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

- (2) がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。
- (3) オルト-トルイジン等の芳香族アミン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等、新たな危険・有害性が認められた化学物質の管理の強化を目的とした法令改正等について、十分な周知及び指導の徹底を図ります。

2 ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から施行された労働安全衛生規則の改正により、50人以上の労働者を常時使用する事業場でのストレスチェックの実施が義務化されました(※3)。対象事業場でのストレスチェックの確実な実施に向けた指導等により制度の円滑な運用を促進していきます。

※3 <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaisei/aneihou.html>

- (1) ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター(後記 第5参照)の活用を、また50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」(※4 厚生労働省委託事業)の活用について周知を図ります。

※4 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

- (2) 「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(※5)に基づく措置の実施について助言・指導を行います。

※5 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K151130K0020.pdf>

3 過重労働による健康障害防止対策

平成26年11月1日から過労死等防止対策推進法が施行された経過もふまえ、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター(後記 第5参照)の利用勧奨を図ります。また9月の全国労働衛生週間・準備月間や10月の本週間、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、面接指導や事後措置の実施に関する周知徹底を図ります。

4 石綿による健康障害防止対策

- (1) 石綿による健康被害を防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点に石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ると共に、製造等の全面禁止について徹底を図ります。
- (2) 平成26年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(※6)の徹底を図ります。

※6 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093992.pdf>

- (3) 地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生砕石への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。

5 その他職業性疾病防止対策

- (1) 粉じん障害防止対策については、平成25年度を初年度とする「第8次粉じん障害防止総合対策」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(※7)に基づき、神奈川県内において新規にじん肺管理区分が2以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研ま作業などの業務を重点

対象として、呼吸用保護具の適正な着用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。

※7 <https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-41/hor1-41-20-1-2.html>

- (2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあり、早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、WBGT 値(暑さ指数)の活用による作業環境管理、労働者の健康管理等の徹底を推進します。
- (3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に「腰痛予防対策指針」(※8 平成 25 年 6 月改正)に基づき業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導します。

※8 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

6 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図ると共に、「受動喫煙防止対策助成金制度」(※9 受動喫煙防止のため喫煙室を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。助成額:費用の 1/2(上限 200 万円))の周知と活用を勧奨します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して予め交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続きの周知を図ります。

※9 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

7 健康づくり及び快適職場づくり

- (1) 健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取や医師の意見をふまえた就業上の措置等の事後措置・実施が非常に低調であることから、「職場の健康診断実施強化月間」(9 月)の期間にとどまらず、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(※10)に基づく事業者の取組の徹底を図っていきます。

※10 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-19/hor1-19-1-1-0.htm>

- (2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(※11)、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(※12)に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり(THP)の一層の促進を図ります。

※11 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

※12 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-20/hor1-20-1-1-0.htm>

- (4) 平成 28 年 2 月 23 日に公表された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(※13)の周知を図ると共に、ハローワークや自治体等、関係機関の連携を進め、神奈川産業保健総合支援センター等による対策の具体化に向けた支援のしくみの活用を勧奨します。

※13 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113365.html>

第3 直近及び今後予定されている労働衛生関係法令等の改正等について

1 ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質に追加(平 27-11-1 施行済み)

化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果、発がん性のおそれが認められたナフタレン(→特定第 2 類物質・特別管理物質)とリフラクトリーセラミックファイバー(→管理第 2 類物質・特別管理物質)が特定化学物質に追加されました。

2 1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務の健康管理手帳・交付要件が短縮(平 27-11-1 施行済み)

屋内作業場等で 1,2-ジクロロプロパン(重量の 1%を超えて含有する製剤等を含む)による印刷機その他の設備を清掃する業務について、健康管理手帳の交付要件(業務従事経験年数)が 3 年から「2 年」に短縮されました。

3 化学物質に関するラベル表示とリスクアセスメント実施の義務付け(平 28-6-1 施行済み)

労働安全衛生法第 57 条の 2 及び同法施行令第 18 条の 2 に基づき、安全データシート(SDS)の交付が義務付けられている 640 物質全について、容器等へのラベル表示と危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務になりました。

4 新たに 27 物質を労働安全衛生法施行令第 9 に追加(平 29-3-1 施行予定)

粉状のアルミニウムやエチレングリコールモノブチルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた 27 物質が SDS の交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加されることになりました(平 28-3-29 基発 0329 第 4 号)。

5 法人代表者等が自らの事業場の産業医を兼任することを禁止(平 29-4-1 施行予定)

企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している実例が認められますが、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、法人の代表者もしくは事業を営む個人(事業場の運営に利害関係がない者を除く)、事業場でのその事業の実施を統括する者を産業医として選任してはならないことを定めた改正労働安全衛生規則が施行されることになりました。

6 オルトートルイジン等を特定化学物質に追加し、経皮吸収防止対策を強化(平 29-1-1 施行予定)

皮膚からの吸収や浸入によってがん等の健康障害をおこすおそれが確認された芳香族アミンのオルトートルイジン等が、特定化学物質障害予防規則の特定第 2 類物質・特別管理物質に追加されると共に、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第 1・2 類物質について、保護衣等の使用義務が強化されました。

7 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等(特定第 2 類物質・特別管理物質)の特殊健康診断項目の改正(平 29-1-5 までのパブリックコメント募集、終了済み)

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等の取扱業務にかかる特殊健康診断の項目に膀胱がん等の尿路系腫瘍に関する項目等の追加が予定(平 29-4-1~)されています。

8 産業医の職務ほかに関する関係規則等の改正(平 29-1-26 までパブリックコメント募集中)

① 事業者が産業医に衛生管理者の職場巡視結果等を提供し、事業者の同意がある場合は、産業医による作業場等の巡視頻度を 2 月に 1 回とすること、② 一般健康診断や各種健康診断の結果に基づく医師・歯科医師(「医師等」)の意見聴取に当たり、医師等から求めがあったとき、事業者は労働者の業務に関する情報を医師等に提供すること、③ 時間外労働時間数の算定を行った際、事業者は時間外労働時間数が 100 時間/月を超えた労働者の氏名や労働時間に関する情報を産業医に提供すること 等の労働安全衛生規則等(健康障害防止に関する特別規則を含む)の改正が予定(平 29-6-1~)されています。

第4 神奈川県労働局の第12次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HP

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html

1 計画の期間

平成25年4月～平成30年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）
- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（同上）

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策（平成24年度末の計画策定事業場数状況：1,308事業場）

【目標】 平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を5,000以上とする。

(2) 過重労働による健康障害防止対策

【目標】 長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する。

(3) 化学物質対策（平成24年度末の事業場実施状況：18.2%）

【目標】 平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする。

(4) 腰痛予防対策（平成24年末の疾病者数状況：406人）

【目標】 平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上の上業務上疾病者数を10%以上減少させる。

(5) 熱中症対策（前5か年の死傷者数：102人）

【目標】 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の熱中症による休業4日以上の上死傷者数を20%以上減少させる。

第5 お知らせ

○労働安全衛生法の改正（平26・6・25公布）

改正労働安全衛生法の概要（ストレスチェック制度/化学物質・リスクアセスメントを含む）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzaen/an-eihou/

○平成26年4月1日から「産業保健活動総合支援事業」が開始しました。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業がスタートしました。この事業は(独)労働者健康福祉機構が各都道府県に1つの拠点を置き、さらに労働基準監督署単位に各地域拠点を置いています。平成28年4月1日から、(独)労働者健康福祉機構は(独)労働安全衛生総合研究所と統合し、日本バイオアッセイ研究センターの事業を追加して、「独立行政法人労働者健康安全機構」として新たなスタートを切りましたが、産業保健分野の総合的な支援事業は従来通り継続します。神奈川の都道府県拠点は神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)で、地域拠点は従来の地域産業保健センターです。

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/hourei_seido/sangyouhokekkn.html

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>

<http://www.johas.go.jp/>

○平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長あての申請が必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

「労働衛生行政のあらまし」は神奈川県労働局ホームページにも掲載しています。

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>